

# 大岡アベサンショウウオ 生息地保護区の指定及び解除について

平成30年3月8日

中央環境審議会自然環境部会

野生生物小委員会

# 絶滅のおそれが増大する野生生物への対策

## 1. 基礎資料の作成・普及啓発

レッドリスト(2017)・レッドデータブック  
※法的規制等の強制力を伴うものではなく、絶滅のおそれのある野生生物に関する理解を広めることを目的としたもの。



## 2. 法律による規制

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

保護対象種の指定

(国内希少野生動植物種 (259種)、緊急指定種 (1種) など)

捕獲の禁止、流通の禁止、保護増殖、**生息地等保護区 (9箇所)**

## 3. 保全方針の作成・公表

例：猛禽類保護の進め方、サシバ保護の進め方、  
ミゾゴイ保護の進め方、チュウヒ保護の進め方

# 生息地等保護区について

## 生息地等保護区

### 管理地区

#### 【要許可行為】

- 建築物等の新築、増改築
- 土地の形質変更
- 鉱物採掘、土石採取
- 水面の埋立て、干拓
- 河川、湖沼等の水位の変更
- 木竹の伐採 等

### 監視地区

(管理地区に属さない部分)

#### 【要届出行為】

- 建築物等の新築、増改築
- 土地の形質変更
- 鉱物採掘、土石採取
- 水面の埋立て、干拓
- 河川,湖沼等の水位の変更

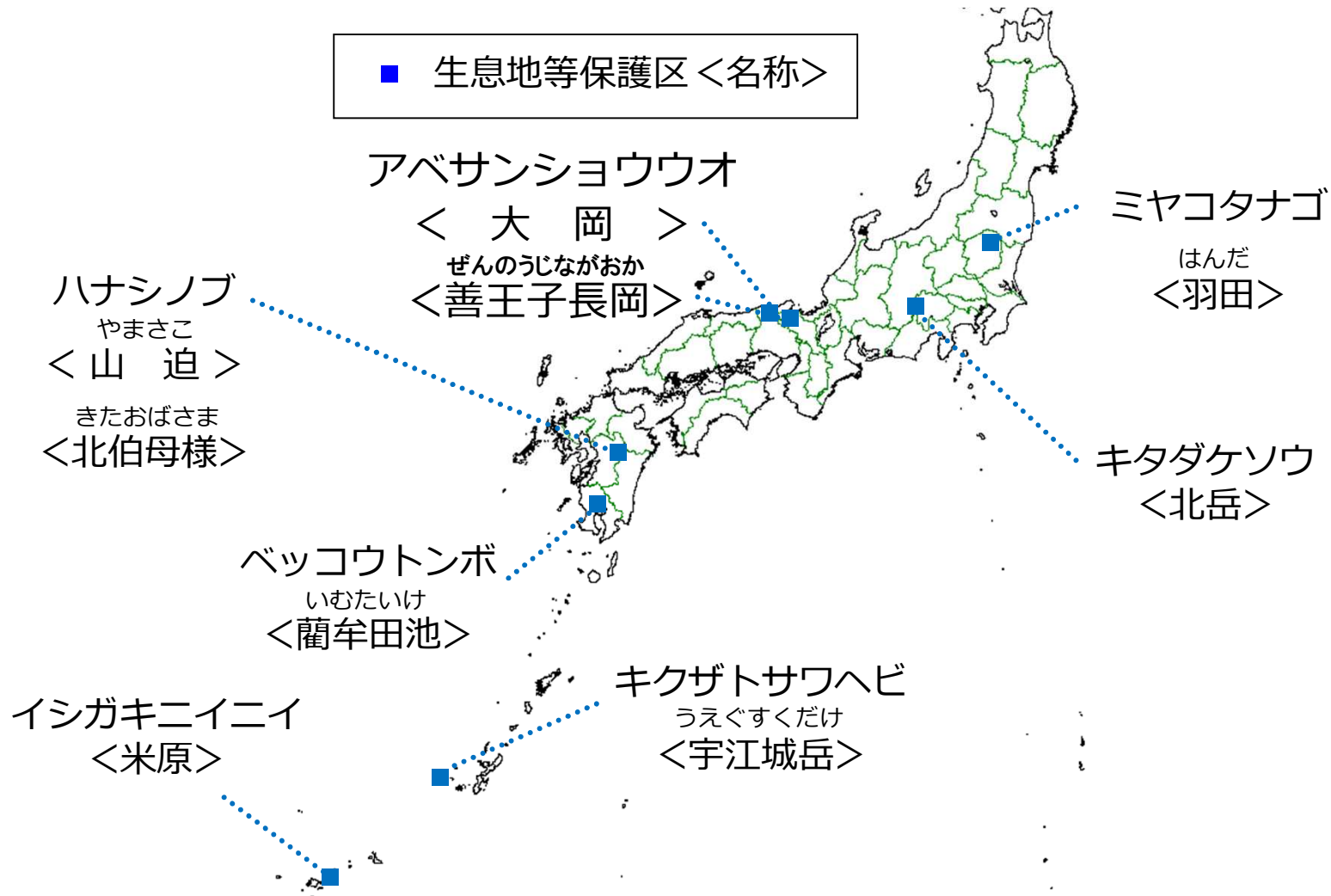
# 生息地等保護区指定方針

## 希少野生動植物種保存基本方針

1. 指定の方法  
国内希少野生動植物種の種毎に指定
2. 生息地等保護区の選定方針
  - (1) 複数の生息地が存在  
生息・生育環境、規模など総合的に判断し選定
  - (2) 生息地等が広域的に分散  
主な分布域毎に主要な生息地等を選定
3. 生息地等保護区の区域の範囲  
個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域
4. 管理地区の指定方針  
生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地など個体の生息・生育に重要な区域を指定

# 生息地等保護区指定状況

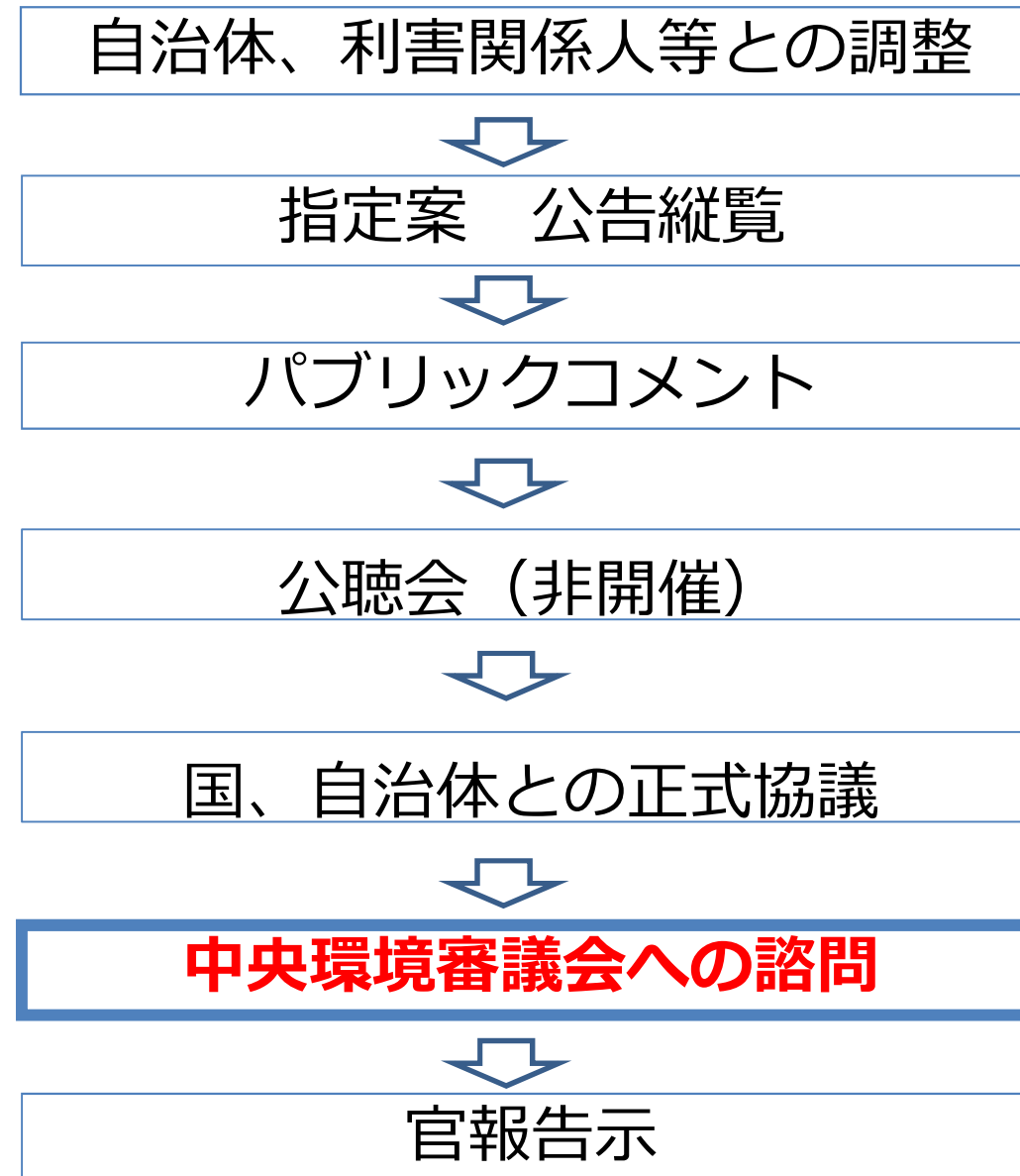
7種9地区、885.48ha



# 生息地等保護区指定状況

名称	設定年月日	面積 (ha) ( )は管理地区	指定地の概要
羽田ミヤコタナゴ 生息地保護区 (栃木県大田原市)	平成6年12月26日	60.6 (12.8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木県北部の那須野ヶ原扇状地東部に位置する丘陵地。</li> <li>羽田沼と同沼を水源とする農業用水路及びそれらを取り巻く水田等。</li> </ul>
北岳キタダケソウ 生育地保護区 (山梨県南アルプス市)	平成6年12月26日	38.5 (38.5)全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>南アルプス北岳山頂部南東斜面。</li> <li>標高2,750m以上の高山帯で、高山植物群落地帯。</li> </ul>
善王寺長岡アベサンショウ ウオ生息地保護区 (京都府京丹後市)	平成18年7月3日	13.1 (3.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹後半島のほぼ中央部の丘陵地に位置する標高30～60mの小丘陵。</li> <li>主に落葉広葉樹二次林で、一部竹が優占している。</li> </ul>
大岡アベサンショウウオ 生息地保護区 (兵庫県豊岡市)	平成10年11月4日	3.1 (3.10)全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県北部の大岡山(標高663.6m)の東南斜面。</li> <li>ヤブツバキ、アラカシ等の常緑広葉樹及びヒノキ、スギや竹林の混交林。</li> </ul>
山迫ハナシノブ 生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	1.13 (1.13)全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。</li> <li>採草地として利用されてきた草地。</li> <li>周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。</li> </ul>
北伯母様ハナシノブ 生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	7.05 (1.94)	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。</li> <li>高さ数メートル程度のヒノキの若齢造林地。</li> <li>周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。</li> </ul>
藪牟田池ベッコウトンボ 生息地保護区 (鹿児島県薩摩川内市)	平成8年6月3日	153 (60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>藪牟田池は、標高300mに位置する火口湖で、池の北西部は泥炭からなる湿原となっている。</li> <li>藪牟田池の周囲は、水田、畑地等として利用されているほか、宿泊施設、キャンプ場等が整備されている。</li> </ul>
宇江城岳キクザトサワヘビ 生息地保護区 (沖縄県久米島町)	平成10年6月15日	600 (255)	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄県久米島北部の宇江城岳を中心とする山地周辺の地域。</li> <li>複数の沢の源流となっており、イタジイなどの広葉樹林が広がっている。</li> </ul>
米原イシガキニイニイ 生息地保護区 (沖縄県石垣市)	平成15年11月11日	9.0 (9.0)全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄県石垣島北部のヤエヤマヤシ群落と一体となって成立している湿潤な広葉樹林及びその周辺地域。</li> </ul>

# 生息地等保護区拡張の主な手順について



# 大岡アベサンショウウオ生息地保護区の拡張について

※現行法では区域の変更規定がないが、法改正の施行日（6月1日）以降は生息地等保護区の変更が可能となる。  
現状では、現区域を解除して新たに指定することが必要。

## 今回諮問する生息地保護区

- 大岡アベサンショウウオ生息地保護区  
解除（法第36条第9項）  
指定（法第36条第1項）

## 指定後の生息地等保護区

- 箇所数 9箇所 → 変更なし
- 面積 885.48ha → 890.18ha  
(管理地区 385.37ha → 390.07ha)

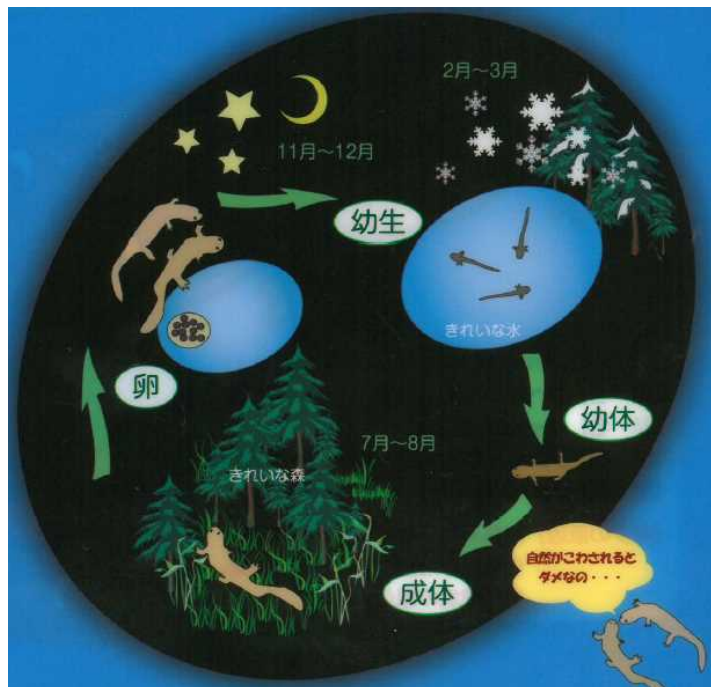
※面積増加は、次の拡張による。  
大岡アベサンショウウオ生息地保護区  
解除3.1ha → 指定7.8ha (拡張面積 4.7ha)



# アベサンショウウオについて



- 全長はオス約 11 cm  
メス約 10 cm
- 日本に生息する小型サンショウウオ類の中で最も分布域が狭い。  
(兵庫県但馬地方のほか、京都府丹後地方、福井県嶺北地方、石川県加賀地方に生息)
- 人里近くの低地の山林周辺に生息
- 環境省 R D B において絶滅危惧 I A 類
- 平成 7 年 2 月に国内希少野生動植物種に指定。(同年 4 月施行)



# 大岡アベサンショウウオ生息地保護区の区域の保護に関する指針

## (1) アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

- アベサンショウウオの各生息地は分断されているため、地域間の個体の移動は認められない。そのため、本種を保護するためには、各地域の主要な生息地を保護することが重要。
- 本種の生息には、繁殖場所及び幼生の生息地として林内又は林縁にある池及び水路が、成体の生息地として湿潤な林床を持つ、うっ閉した落葉広葉樹林が必要。



# 大岡アベサンショウウオ生息地保護区の区域の保護に関する指針

## (2) 生息条件の維持のための環境管理の指針

- 当該区域における各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことがないよう配慮する。
- 本種が生息する湿潤な環境は、せい弱で外的圧力を受けやすく、水系及び森林を一体的に保護することが特に重要であることから、当該区域の全部を管理地区として指定。



# 大岡アベサンショウウオ生息地保護区の区域の保護に関する指針

## (1) アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

- 本種の個体群を保護するためには、本種の繁殖場所又は幼生の生息環境となる池及び水路並びにそれらへの湧水源を含んだひとまとまりの林分を維持することが必要。



## (2) 生息条件の維持のための環境管理の指針

### ア 工作物の設置等

本種の生息条件の維持を困難とするような工作物の設置、宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の採取等は行わないこと。

### イ 水面の埋立て又は干拓

本種の生息条件の維持のため、水路等の埋立て又は干拓は行わないこと。

### ウ 水位、水量の変更

本種の生息条件の維持のため、水路等の水量の著しい変更を生じさせるような行為は行わないこと。

### エ 木竹の伐採

本種の好適な生息条件である湿潤な林床を持つうっ閉した落葉広葉樹林、湧水等を保全するため、通常の管理行為以外の木竹の伐採は行わないこと。

# 公告縦覧の実施結果

## <公告縦覧>

- 公告期間 : 平成29年10月27日～11月9日(14日間)
- 縦覧場所 : 環境省野生生物課、近畿地方環境事務所、  
兵庫県庁及び豊岡市役所
- 意見 : 0件

# パブリックコメントの実施結果

## <パブリックコメント>

- 期 間：平成29年10月27日～11月25日（30日間）
- 掲載場所：環境省ホームページ
- 意 見：1件

意見の概要	意見に対する考え方
<p>○生息条件の維持のための環境管理の指針 生息環境の保全、大岡アベサンショウウオの遺伝的多様性保全のため、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 工作物の設置等</li><li>イ 水面の埋立て又は干拓</li><li>ウ 水位、水量の変更</li><li>エ 木竹の伐採</li></ul> <p>の4項目に加え、管理地区への持ち込みと放逐を禁止する項目を追記すべきである。</p>	<p>○アベサンショウウオの影響については、人為がどの程度関与しているか不明な部分もあることから、さらなる規制については現在考えていない。</p>